

## 改正概要説明書

国名： ニュージーランド

法令名： 商標法

改正情報： 2020 年 1 月 13 日公布

### 改正概要：

#### 1. 登録商標の定義の整備

・ 定義規定において、「登録商標」の定義について、存続期間満了後登録簿から削除されるまでの取扱いに関する改正規定(第 60 条)に従う旨を「登録商標」の条件に追加した(第 5 条(1))。

#### 2. 経過規定等の有効性の規定の新設

・ 附則所定の経過規定、除外規定及び関連規定がその条件に従って有効である旨の規定を新設した(第 7A 条)。

#### 3. 証明商標に関する不登録事由の新設

・ 証明商標の所有者は、証明される商品・サービスについて同一名義で登録を受けることができない旨の明文規定を新設した(第 13A 条)。

#### 4. 商標登録の更新規定の整備

・ 商標登録の更新手続の猶予期間(グレース・ピリオド)について、存続期間満了日後 1 年以内に可能だったのを、満了日後 6 月以内に短縮した(第 59 条(6)(b))。  
・ 更新手続がなかった場合に登録を登録簿から削除する時期も満了日後 6 月に短縮した(第 59 条(3)(c)(ii))。  
・ 上記を含め、更新手続の規定全般について整備した(第 59 条)。

#### 5. 存続期間満了後の登録商標の規定の見直し

・ 商標登録の存続期間満了後の猶予期間内における登録簿上の地位について、「登録商標(存続期間満了)」と表示することとし、登録簿から削除されるまで、登録商標としての効力を有する事項を明示して規定を見直した(第 60 条)。

#### 6. 商標登録の取消手続の規定の整備

・ 商標登録の取消申請手続において、従来は明記されていなかった取消事由の条文(第 66 条)を明記した(第 65 条)。  
・ 不使用期間の 3 年経過後であっても取消申請前の使用が取消を免れる使用の要件として、「ニュージーランドにおける業としての真正の使用」と具体的に明記した(第 66 条(3))。  
・ 不使用の対象がすべての商品・サービスの場合は登録そのものを取り消す旨の条文を追加し、裁量による登録維持の余地がないように規定を整備した(第 68 条(1)(a))。

## 7. 登録商標の侵害に係る損害賠償規定の見直し

・登録商標の侵害の救済としての損害賠償額の算定について、裁判所が、侵害の悪質性や侵害者の利益を考慮して賠償額を追加して公平性を担保する規定を新設した(第 106 条(2))。

## 8. 偽造商品に対する措置の規定の新設

・商標権侵害による偽造商品について、裁判所は、原則として、その破壊又は指定する者への引渡を命じなければならない旨の規定を新設した(第 108 条(3), 第 154 条(3A))。

## 9. 用語の定義の追加

・「偽造商品」、「指定商品」、「輸入者」、「輸出者」の定義を解釈条項に追加して、用語の明確化を図った(第 135 条)。

## 10. 侵害品の税関による留置等の規定の新設

・合理的理由がある場合に、税関が侵害被疑品を留置することができる要件及び留置の旨を通知する相手方を具体的に掲げる規定を新設した(第 135A 条)。

・留置がされない場合を列挙し、留置ができない商品の引渡についての規定を新設した(第 135B 条)。

## 11. 侵害品の税関による留置等の規定の新設・整備

・留置が終了する時点として挙げられている、侵害標識が付されていても裁判で商品が非類似と判断された場合について、個人使用・家庭での使用を目的として輸入された場合も対象とする旨の変更をした(第 149 条(1)(c))。

・裁判所が侵害標識の付されている商品が指定商品と決定する権限について、当該商品が個人使用・家庭での使用を目的として輸入された場合も対象とする旨の変更をした。

・裁判所が商標の侵害と判断して没収・廃棄等の命令の対象とされる商品について、また、非侵害と判断した商品に関する補償金支払命令について、これらの商品が個人使用・家庭での使用を目的として輸入された場合も対象とする旨の変更をした(第 154 条(1)(4))。

・税関の管理下にある商品についての電子的方法による通知手段について、引用する関税法の更新に伴う整備をした(第 155 条(2)(d)(iv), 第 155C 条(2)(d)(iv)) /

## 12. 税関当局者の無答責の規定における引用条文の追加

・税関職員等の当局者が法令による業務について刑事上・民事上責任を負わない旨の規定について、改正規定である第 135A 条及び第 135B 条を引用条文を追加した(第 157 条(1))。

### 13. 費用の担保要求の規定の整備

・非居住者に対する手続費用の担保要求の規定について、敗訴した場合に支払い能力がないことを要件に追加して規定を整備した(第 167 条)

### 14. 登録簿の記載事項の追加

・登録簿の記載事項として、存続期間満了後の登録商標の地位を記載する旨を追加した(第 182 条(ba))。

### 15. 代理による申立規定の廃止

・改正前に設けられていた、法定代理人による手続に関する規定を廃止した(旧第 191 条を削除)。

### 改正内容：

#### ・第 5 条

(1)において「登録商標」の定義が明確化された。

#### ・第 7A 条, 第 13A 条

新設条文である。

#### ・第 59 条

登録の更的手続きに関して明確化された。

#### ・第 60 条

存続期間満了に係る商標の地位に関して明確化された。

#### ・第 65 条, 第 66 条, 第 68 条

商標登録の取消に関して明確化された。

#### ・第 106 条

商標権侵害の救済措置に関して明確化された。

#### ・第 108 条

(3)は新設項である。

#### ・第 135 条

「偽造商品」, 「輸出者」, 「輸入者」及び「指定商品」の解釈が追加された。

#### ・第 135A 条, 第 135B 条

新設条文である。

#### ・第 149 条(c), 第 153 条(1), 第 154 条(1)及び第 154 条(4)

「個人使用及び家庭での使用以外の目的で輸入」の文言が削除された。

・ **第 154 条(3A)**

新設項である。

・ **第 155B 条(2), 第 155C 条(2)**

通知の電子的方法に関して明確化された。

・ **第 157 条**

(1)において準用法が変更された。

・ **第 167 条**

費用の担保に関して明確化された。

・ **第 182 条**

(ba)は新設項である。

・ **第 191 条**

廃止された。